

「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」の概要 ～保育所・放課後児童クラブへの助成活動～

1. 活動の内容

待機児童問題の解消に向け、保育所または放課後児童クラブの受け皿の拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した事業を推進する上で必要な環境整備に対し、助成を行う。

2. 助成対象と助成金額

助成対象	助成金額
(1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等【※1】に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用【※2】	1施設当たり上限額35万円 (助成金総額 最大700万円)
(2) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用【※2】	1施設当たり上限額20万円 (助成金総額 最大700万円)

【※1】通常の保育等に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業

【※2】こどもの成長に合わせた遊具および玩具、楽器、絵本や学習教材等備品の充実、机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実、(寝具、乳幼児ベッドについては(1)の場合のみ対象)

3. 応募資格

○助成対象 (1) 休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること <ul style="list-style-type: none"> a. 認可保育所 b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設 c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設 d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設 e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり保育事業等を実施していること <ul style="list-style-type: none"> ※いずれかの事業実施で応募可 ※新たにいずれかの事業を実施する場合、2020年4月末までに実施すること

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

4. 応募方法・募集期間

○応募方法：所定の「助成申請書」に必要事項を記入・捺印し、正本1部・副本（コピー）1部を必須添付書類と一緒に、当会へ郵便（簡易書留）にて送付

○募集期間：2019年5月15日（水）～6月28日（金）＜当日消印有効＞

5. 選考方法

○学識経験者等で構成する選考審査会が、必要性・効果等の選考基準により選考

6. 選考結果の発表

○2019年11月上旬（予定）に全ての申請施設に対し直接書面にてお知らせするとともに、当会ホームページにて公表

7. お問い合わせ先

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2643

※「募集要項」、「助成申請書」等は当会ホームページ

（<https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/>）に掲載しております。

以 上